

電気需給約款 新旧対照表

2020年12月

TEPCOライフサービス株式会社

2020年12月3日より、電気需給約款を改定いたします。
変更箇所は、以下の通りです。

改定後（新）	改定前（旧）
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない、お客さまが当社に、当社が指定する日までに、需給契約に関し必要な当社が求める情報（当社との需給契約の前に供給を受けていた小売電気事業者の契約番号およびお客さまが指定した支払い方法に関する情報を含みます。）を提供しない等の事情によるやむをえない理由がある場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。</p> <p>なお、当社が供給の意思表示を行なったときとは、当社が契約締結後交付書面をお客さまに送付した日といたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p>

以上